

「独占禁止法第十一条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」 新旧対照表

下線部が変更箇所

改定後	現行
独占禁止法第十一条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方	独占禁止法第十一条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方
平成14年11月12日 公正取引委員会	平成14年11月12日 公正取引委員会
改定 平成18年 4月27日	改定 平成18年 4月27日
改定 平成18年 5月 1日	改定 平成18年 5月 1日
改定 平成19年 9月30日	改定 平成19年 9月30日
改定 平成22年 1月 1日	改定 平成22年 1月 1日
改定 平成26年 4月 1日	改定 平成26年 4月 1日
改定 令和 元年10月15日	改定 令和 元年10月15日
改定 令和 3年11月22日	改定 令和 3年11月22日
改定 令和 4年〇〇月〇〇日	
(略)	(略)
第1 (略)	第1 (略)
1 (略)	1 (略)
2 (1) (略)	2 (略)
(2) <u>保険会社が他の国内の会社（上場されている株式の発行者である会社以外の会社であって、以下のアからウまでの全てに当たる会社に限る。）の総株主の議決権の10%超の議決権を保有等することとなる場合には、原則として、法第11条第1項ただし書の規定により一定の期限（注3）を付して認可することとする。</u>	(新設)
<u>ア 保険業法（平成7年法律第105号）第106条第1項第14号に規定する内閣府令で定める会社として、保険業法施行規則（平成8年大蔵省令第5号）第56条第6項に規定する会社（同項第10号に該当するものを除く。）</u>	
<u>イ 保険会社及び銀行等（保険業法第27条の登録を受けた生命保険募集人で</u>	

改 定 後	現 行
<p><u>ある保険業法施行令（平成7年政令第425号）第39条各号に掲げる者をいう。）による人的な又は財政上の支援その他の当該保険会社及び当該銀行等が行う事業の再生のための支援をその内容に含む保険業法第106条第1項第14号の計画を作成している会社</u></p> <p><u>ウ イの計画について、保険業法施行規則第56条第6項第9号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して策定している会社</u></p> <p>（注3） （略）</p> <p>3 （以下略）</p>	<p>（注3） （略）</p> <p>3 （以下略）</p>